

氏名(本籍地)	金澤和美(栃木県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博甲第51号		
学位授与年月日	平成21年9月30日		
学位授与の要件	昭和女子大学学位規則第5条第1項該当		
論文題目	ウヂノワキイラツコと「古代」		
論文審査委員	(主査)	昭和女子大学教授	齋藤 彰
	(副査)	昭和女子大学教授	岸田 依子
		昭和女子大学教授	大倉 比呂志
		東京大学大学院教授	神野志 隆光

## 論文要旨

本論文は、第15代応神天皇の御子ウヂノワキイラツコの物語を対象にして、『古事記』『日本書紀』『万葉集』それぞれの古代テキストにおける「古代」すなわち古代認識について論考したものである。『古事記』では宇遲能和紀郎子、『日本書紀』では菟道稚郎子、『万葉集』では宇治若郎子と人名表記が異なる。従来、仁徳天皇の物語の脇役として認識されてきたウヂノワキイラツコの再吟味であり、再評価を促すものである。

第一章『古事記』における宇遲能和紀郎子、第一節「宇遲能和紀郎子の位置—皇位継承の転換—」においては、『古事記』では、宇遲能和紀郎子が「郎子」と呼称されながら、応神天皇崩御後の記述や、宇遲能和紀郎子の死に天皇専用表現「崩」を用いることから、天皇であり得る存在として記されていること、それは『古事記』が宇遲能和紀郎子を正統な皇位継承者である大雀命(仁徳天皇—第16代—)と並び立ち、天下を譲り合い得た存在であることを示していると論じ、皇位の父子相続の時代(中巻)から兄弟相続の時代(下巻)への転換点にある二人の並立は、兄弟が皇位を譲り合うという形で、下巻に主となった兄弟相続への転換に繋がれたことを表していることを指摘する。この指摘は、新しい。第二節「大山守命反逆物語における宇遲能和紀郎子」においては、攻めてきた大山守命を冷静に策を用いて宇治川に溺死させたことを述べる散文に対して、「君」「妹」を思うために反逆者大山守命の殺害を躊躇して自らの手で果たせなかったと歌っていて、一見矛盾するが、皇位継承者として、地の文では冷静に反逆者を誅伐したと述べつつも、複線的に併存して、歌でその殺害を躊躇したという心情を語り、天皇を引き受け切れなかった存在として宇遲能和紀郎子を表していることを指摘する。

第二章『日本書紀』における菟道稚郎子の物語においては、菟道稚郎子を「太子」と記し、天皇と等しく扱われることもなく、皇位継承についての苦悩と自害という事件を記す。自害の

ことは『古事記』にはない。応神天皇の決定で太子となった菟道稚郎子は、『日本書記』が語る皇位継承が、父子相続から兄弟相続へ、そして天皇の決定から臣下の推戴へという皇位継承のあり方の転換点において、太子として、また応神天皇崩御後、天皇に匹敵する正統な兄弟の一人として、天皇の決定並びに皇位の父子相続の原則（神武天皇一第 1 代～応神天皇一第 15 代）と兄大鷦鷯尊こそ即位するのにふさわしいという考えとの狭間に立ったため自害して果てたと記され、その悲劇が後に皇位の兄弟相続（履中天皇一第 17 代・反正天皇一第 18 代・允恭天皇一第 19 代、安康天皇一第 20 代・雄略天皇一第 21 代、顕宗天皇一第 23 代・仁賢天皇一第 24 代、安閑天皇一第 27 代・宣化天皇一第 28 代・欽明天皇一第 29 代、敏達天皇一第 30 代・用明天皇一第 31 代・崇峻天皇一第 32 代・推古天皇一第 33 代）・臣下の推戴（允恭天皇一第 19 代）を実現させてゆくというように合理化されていると指摘する。なお、資料として、皇統系図（神武天皇一第 1 代～孝徳天皇一第 36 代）と『日本書記』の立太子記事（神武天皇一第 1 代～持統天皇一第 40 代）を掲載する。

第三章『万葉集』における宇治若郎子、第一節「宇治若郎子宮所歌一首」について」において、『万葉集』巻九・1795 番歌の訓読と読解の新解を実証的な調査を基盤にして提出する。当該歌は、巻九挽歌の冒頭に載せられており、題詞に「宇治若郎子宮所歌一首」とある。「柿本朝臣人麻呂之歌集出」という左注をもつ。第五句の「古人」は、従来概ねフルヒトと訓まれ、宇治若郎子と考えられている。先行の諸説を整理した上で、『万葉集』の「古」の用例を調査して、フルの訓 23 例、イニシへの訓 42 例を挙げて、意味を示す。その内、「古人」フルヒト（巻四・554）一例を示し、古馴染みの人の意で、歌を贈る相手の大伴旅人を指していると解して、フルヒトの訓を支持する。ただし、1795 番歌の「古人」は、古馴染みの人の意では、題詞の「宇治若郎子」との間に祖語が生じ、フルヒトと訓むことはできない。『万葉集古義』などがいう「古」を「吉」の誤写とみる説の検証のため、『万葉集』の「吉」ヨキ・ヨシ・ヨクの訓 27 例の意味と用法を分析し、全歌中に「吉」の理由が詠まれているのに対して、1795 番歌においては、詠まれていないことなどで、誤字説に反論する。「古」イニシへの訓 42 例の意味と用法を分析し、過去の時代の人や物、伝説などに関することに用いることを指摘し、1795 番歌の「古」は、イニシへと訓むのがふさわしいが、「古人見祁牟」（イニシエビトミケム）では第五句の七字の音数律に合わない。「人」を「ヒト」以外で訓む例は、「登萬里人」トマリニ（巻二・151）の助詞「ニ」のみである。字余りではあるが、イニシヘニミケムと訓むことを提起する。傍証として、1795 番歌に続く「紀伊国作歌四首」に、「古（イニシヘ）に妹と吾が見し」（巻九・1798）という類似表現があること、人麻呂歌集所出歌の「古（イニシヘ）にありけむ人も我がごとか三輪の檜原にかざし折りけむ」（巻七・1118）や左注に「人麻呂作歌」とある「古（イニシヘ）にありけむ人も我がごとか妹に恋ひつつ寝ねかてずけむ」（巻四・497）に「イニシヘに～けむ」の表現が認められることがある。1795 番歌は、「妹らがり今木の嶺に茂り立つ孀待木は古（イニシヘ）見けむ」と訓むことを提起する。歌意は、「今木の嶺に茂り立つ松の木は、古（イニシヘ）に見たであろう。」の意である。題詞に「宇治若郎子宮所歌一首」とあるので、松の木は宇治若郎子という人物を過去に見たであろう、という理解を提起す

る。傍証として、題詞に「山上臣憶良の追和する歌一首」とある「翼なすあり通ひつつ見らめども人こそ知らね松は知るらむ」（巻二・145）—「ここに通う有間皇子の魂を、人には分からないが、松は知っていよう。」—という、松が「知る」行為を為す存在としてとらえられていたことがあげられる。歌に詠まれる松は、長寿性・永続性が意識された木であり、「古」の宇治若郎子と今の作者との時間の隔たりを結ぶ存在であり、さらに、人の命の短さと松の木の永続性との対比をもって、1795番歌の本質を挽歌としてとらえることができることを指摘する。第二節「題詞「宇治若郎子宮所歌一首」の意味」において、「宮所」の意味するものについて論考する。1795番歌を含む巻九挽歌の人麻呂歌集所出歌の非略体歌は、『万葉集』などにおいて天皇の宮を指す言葉として用いられており、また、1795番歌の題詞が、「一作歌」という、私的な場所とそれに対する感情を詠む歌としての形をとらず、「一歌」という、他者を主体とした形をとることから、天皇と等しく扱う宇治若郎子の歴史的な場所としての宮跡を主体として詠んだ歌であることを示していることを指摘する。さらに、題詞の「宮所」と『万葉集』巻九挽歌における人麻呂歌集所出歌の過去と現在とを隔てる時間の意識、過去と現在に関わる永続性を示す景物を通して失われたものを悲傷するという挽歌の詠み方が、のちに人麻呂作歌の「近江荒都歌」（巻一・29、30、31）に「大宮所」と詠まれたことへと繋がったものとする人麻呂の新しい主題と詠法の萌芽を指摘する。さらには、田辺福麻呂歌集歌の「奈良の京の荒墟を傷み惜しみて作る歌三首」（巻六・1044～1046）、「奈良の故郷を悲しびて作る歌一首」（巻六・1047～1049）など、『万葉集』に採録された荒都歌に繋がっており、平安時代物語にも引き継がれた主題としてとらえられることを指摘する。

結論において、第一章～第三章において、各概要に示したように『古事記』『日本書紀』『万葉集』それぞれのテキストがウヂノワキイラツコを異なる描き方で表していること、そこにはそれぞれの「古代」（古代認識）を語る意図があるということを明らかにしたことを確認し、さらなる研究展望として、『風土記』播磨国風土記の「宇治天皇」の記載が、中央国家に対する地方の「古代」（古代認識）が構築されている点において、聖帝としてのオホサザキノミコト、すなわち仁徳天皇の物語とは対照的なものとしてのウヂノワキイラツコの物語をさまざまなテキストにおいてとらえた時、皇統譜がかかえる天皇のみでは済まされない、「古代」の構築を見通すことができる存在として、そこにあらわれた問題は大きな問題であったことを指摘する。